

大分県報

令和八年
第七四四号
十月九日

（金曜日）

第3244号 三第

附則

この規程は、公示の日から施行する。

○告 示

大分県告示第四百四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により、次のとおり特定施設の構造等の変更の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和八年十月九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

杵築市山香町大字倉成三千三番地

一般社団法人 やまが地域創生機構

理事長 江 藤 稔 明

2 特定事業場の所在地及び名称

杵築市山香町大字倉成三千三番地

山香温泉 風の郷

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の三

イ ちゆう房施設及びハ 入浴施設

4 変更しようとする事項の内容

排水の量及び汚染状態の値

目 次

病院局管理規程

大分県病院事業会計規程の一部改正 一

告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の構造等の変更許可申請 一

指定予定保安林（三件） 四

道路の供用開始 五

急傾斜地崩壊危険区域の指定 五

大分スポーツ公園及び大分県立武道スポーツセンターの利用に係る使用料の徴収事務の委託 六

公 告 六

公 告

所有者等を確認することのできない農地の利用の裁定の申請 六

○病院局管理規程

大分県病院事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年十月九日

大分県病院局長 佐 藤 昌 司

大分県病院局管理規程第十号

大分県病院事業会計規程の一部を改正する規程

大分県病院事業会計規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「、その金額について院長等に報告した後」及び「（第三十二号様式）」を削る。

第三十二号様式を次のように改める。

令和八年十月九日

大分県報（病院局管理規程・告示）

5 排出水の量及び汚染状態の値									
汚染等の汚水	浮遊物質 量	化学的酸素 要求量	生物化学的 酸素要求量	水素イオン濃 度	一日当たりの排出水量		排水口	区	分
					項 目	単位			
					単位	単位			
	mg／L	mg／L	mg／L		単位	m ³ ／日	単位	名	分
	｜	｜	｜	｜	通常 の 値	｜	通常 の 値	｜	
	｜	｜	｜	｜	最大 の 値	｜	最大 の 値		
	一八・七	一五	一〇	五・八〇・八・六	通常 の 値	一五	通常 の 値	No.2	
	二〇	一五	一〇	五・八〇・八・六	最大 の 値	二〇	最大 の 値		
汚染等の汚水	浮遊物質 量	化学的酸素 要求量	生物化学的 酸素要求量	水素イオン濃 度	一日当たりの排出水量		排水口	区	分
					項 目	単位			
					単位	単位			
	mg／L	mg／L	mg／L		単位	m ³ ／日	単位	名	分
	｜	｜	｜	｜	通常 の 値	七八	通常 の 値	No.1	
	｜	｜	｜	｜	最大 の 値	一二〇	最大 の 値		
	八〇〇以下	｜	三・一三	三七・七	一〇	一九・一	同上	同上	
	八〇〇	｜	四・八	四一	二〇・八	二〇	同上		
					通常 の 値	四五	通常 の 値		
					最大 の 値	七三	最大 の 値		

	汚水の等汚染の状況の値							一日当たりの排水量		排水口名	区分	状況の値		
	大腸菌数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目				大腸菌数	りん含有量	窒素含有量
	CFU／mL	mg／L	mg／L	mg／L	mg／L	mg／L		単位	m ³ ／日			CFU／mL	mg／L	mg／L
								通常 の値	通常 の値					
	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜			｜	変更前	｜	｜	｜
	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	最大 の値	最大 の値			｜	｜	｜
	八〇〇以下	三	六	六	六	三	五・八～八・六	通常 の値	一八 通常 の値	No.3	変更後	八〇〇以下	三・一三	三九・七
	八〇〇	四	一〇	一〇	一〇	六	五・八～八・六	最大 の値	二七 最大 の値			八〇〇	五	五〇

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

令和八年十月九日から同月三十日まで

2 縦覧場所

大分県生活環境部環境保全課及び杵築市役所

大分県告示第四百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和八年十月九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市直川大字下直見字江河内三五六三番、字ヤシキノマエ三五八一番、字イノサコ三五八三番、字江河内後山三五八七番から三五九三番まで、字丸尾三五九四番から三五九六番まで、三六〇〇番、三六〇一番、字トトノ原三六〇九番、三六一〇番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は択伐による。

字江河内三五六三番・字イノサコ三五八三番・字江河内後山三五八八番（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和八年十月九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

津久見市大字徳浦字原ノ地二九〇番から二九二番まで、字迫奥三五二番から三六〇番まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は択伐による。

字原ノ地二九〇番・二九一番・字迫奥三五四番から三五六番まで・三六〇番（以上六筆について、次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに津久見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和八年十月九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

日田市大字小野字板テッル一四八三番一、一四八四番、一四九五番、字漆原一五二二番、一五二四番から一五二八番まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備 三 指定施業要件 (一) 立木の伐採の方法 1 次の森林については、主伐は択伐による。 字板テッル一四八三番一・一四八四番・一四九五番・字漆原一五二三番・一五二四番・一五二六番から一五二八番まで（以上八筆について、次の図に示す部分に限る。） 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）			一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。 令和八年十月九日		
大分県告示第四百八号 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、令和八年十月九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和八年十月九日			大分県知事 佐 藤 樹 一 郎		
道路の種類及び路線名			供 用 開 始 区 間		
一般国道三二六号			豊後大野市三重町赤嶺字杉崎一一六四番八七から 豊後大野市三重町芦刈字台ノ下九六五番一五七まで 令八・一〇・九		
大分県告示第四百九号 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第			指定区域 称 指定区域の名 市町村 大字 字 所 在 地 地 番 又 は 区 域 次の一点から一七点までを順次結んだ線及び一点と一七点を結んだ線に囲まれた土地の区域 北緯三三度〇〇分五五秒三〇三八 東経一三一度三九分四八秒一一〇〇 北緯三三度〇〇分五五秒六六二三 東経一三一度三九分四五秒二〇四九 北緯三三度〇〇分五四秒〇八一四 東経一三一度三九分四七秒一八二六 北緯三三度〇〇分五三秒八九五四 東経一三一度三九分四七秒九七七二 北緯三三度〇〇分五三秒六八〇八 東経一三一度三九分四七秒九八三二 北緯三三度〇〇分五三秒四二四四 東経一三一度三九分四八秒〇九四八 北緯三三度〇〇分五三秒三七三一 東経一三一度三九分四八秒三〇九八 北緯三三度〇〇分五二秒九三二三 東経一三一度三九分四九秒〇六〇〇 北緯三三度〇〇分五四秒一八八一 東経一三一度三九分四九秒四五九二 北緯三三度〇〇分五四秒四五七四 東経一三一度三九分五〇秒二九五三 北緯三三度〇〇分五四秒八三七三 東経一三一度三九分四九秒九〇五一 北緯三三度〇〇分五五秒〇四五九 東経一三一度三九分四九秒五八〇二 北緯三三度〇〇分五五秒一九二八 東経一三一度三九分四九秒二二六八 北緯三三度〇〇分五五秒三一一二 東経一三一度三九分四九秒〇三八八		

		一五 点	北緯三三度〇〇分五五秒三〇一四
		東經一三一 度三九分四八秒七〇九一	
		一六 点	北緯三三度〇〇分五五秒四二一三
		東經一三一 度三九分四八秒六一五九	
		一七 点	北緯三三度〇〇分五五秒二四九三
		東經一三一 度三九分四八秒二四七八	

東寺	日田市	日高	東寺	一四七六番一、一四七七番の一部（標柱七号と八号を結んだ線の西側の部分）、一四七八番、一四七九番の一部（標柱二号から六号までを順次結んだ線の南側の部分）、一四八〇番の一部（標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分）、一四八一番一、一四八一番三、一四八一番四、一四八一番七、一四八一番八、一四八二番五の一部（標柱九号、一〇号及び一号を順次結んだ線の北側の部分）、一四八二番六から一四八二番一〇まで、一四八五番一の一部（標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分）、一四八八番一の一部（標柱一号から三号までを順次結んだ線の東側の部分）、一五六五番五の一部（標柱七号と八号を結んだ線の西側の部分）、一五六七番一の一部（標柱五号から八号までを順次結んだ線の南側の部分）、一五六七番四の一部（標柱五号と六号を結んだ線の南側の部分）及び一五六八番の一部（標柱七号と八号を結んだ線の西側の部分）
----	-----	----	----	--

これらの土地に伴う国有地等無番地の全部

大分県告示第四百十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に大分スポーツ公園及び大分県立武道スポーツセンターの利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和八年十月九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
株式会社大宣
大分市東春日町一番八号

二	指定公金事務取扱者に係る指定をした日 令和八年四月一日
三	委託をした日 令和八年四月一日
四	委託期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

○公 告

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があったので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和八年十月九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一	申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積	所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
二	申請に係る農地の利用の現況	竹田市大字倉木字森前一〇七二番二	田	七〇〇

田として使用

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
裁定後、借受け希望者への農地の貸出しを行う。
希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

五	農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第八条第二項第一号に規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
六	意見書の提出	令和九年一月一日	一〇年	四五、二九〇円

公益社団法人大分県農業農村振興公社農地中間管理事業規程第六条第一項第一号に掲げる要件に合致するため

申請に係る農地の所有者（その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和八年十月二十三日

2 提出先

大分県農林水産部農地活用・営農推進課

3 記載事項

- (一) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所
の所在地並びに代表者の氏名）
- (二) 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- (三) 意見書を提出する者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- (四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (五) 意見の趣旨及びその理由
- (六) その他参考となるべき事項